慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ソ連における「発達した社会主義社会の政治システム」論への一考察 (二・完)
Sub Title	The theory of "Political System of Developed Socialist Society" in the U.S.S.R. (2. End)
Author	上野, 俊彦(Ueno, Toshihiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1984
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.57, No.12 (1984. 12) ,p.26- 47
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?ko ara_id=AN00224504-19841228-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ソ連における「発達した社会主義社会

の政治システム」論への一考察(二・完)

野

俊

彦

第三章 「発達した社会主義社会の政治システム」の概念………………以下本号 第二章 ソ連における「政治システム」の概念 第一章 「発達した社会主義社会」の概念 第一節 第一節 第二節 第三節 第一節 ソ連邦憲法における政治システムの基本的枠組 「発達した社会主義社会」の概念の内容 「発達した社会主義社会」の概念の導入 「発達した社会主義社会の政治システム」の概念をめぐる諸見解 ソ連における「政治システム」の概念の導入 理論的前提

な特徴として定義されている。

効果的な管理の遂行と勤労者の政治参加の促進は、多くの文献において発達した社会主義社会の政治システムの重要

発達した社会主義社会の政治システムの基本的特徴を述べていると解釈することができる。

とりわけ、社会的業務の

「発達した社会主義社会の政治システム」の概念

一節 ソ連邦憲法における政治システムの基本的枠組

および責任との結合、を保障する」。前文において「政治システム」という用語が用いられているのは、この 部 分だ 管理、国家生活への勤労者のよりいっそう積極的な参加、市民の実際的な権利および自由と市民の社会に対する義務 社会主義社会のこと――引用者〕は、真の民主主義社会であり、その政治システムは、すべての社会的業務の効 果 的 な けである。この記述は、その文脈からすると「真の民主主義社会」の内容の説明に重点が置かれていると思われるが、 まず最初に、憲法においてこの概念がどのように規定されているかを見ることにしよう。 まず、憲法前文の後半部分、発達した社会主義社会に関する説明の中に、次のような記述がある。「それ「発達した 「発達した社会主義社会の政治システム」の概念は、ソ連邦憲法においてその基本的枠組が提示されている。そこで

成っており、それらの中で社会主義的全人民国家(第一条)、ソ連邦共産 党(第六条)、社会団体(第七条)、労 働 ステムの基本的枠組を包括的に提示していると考えられる。この第一章は、 (第八条)などの位置づけ、基本的な役割と機能が規定されている。 憲法の本文においては、 ほかならぬ「政治システム」という表題をもつ第一章が、発達した社会主義社会の政治シ 第一条から第九条までの九つの条文から

団

そのシステムの個々の構成要素の特徴」、すなわち「国家、ソ連邦共産党、社会団体および労働集団の 位 置、 「をも含むものである」と述べているが、こうした解釈が、前章で見たブルラツキーらによる政治システム(%) 成要素を明示するだけではなく、すべての構成要素相互間の関係、それぞれの組織および活動につ い て の 諸原則」 よび基本的機能を定めている。憲法で使用されている『政治システム』という概念は、言うまでもなく、これらの構 う用語が新たに導入されたと考えられるからである。実際、現在のソ連法学界において、憲法第一章の内容がシステ たであろう学者たちのあいだでは、前章で見たように、西欧およびアメリカの政治学の一定の影響のもとに「政治シ 語を「政治体制」とか「政治制度」と訳すのは、あまり適切ではない。なぜならば、この新憲法の草案作成に貢献し (Б.H. Топорнин) は、一九八○年の著作『ソビエト憲法論』において、「新憲法は、政治システム全体の特徴とともに、 ム論的に解釈されていることは、よく知られている。たとえば、ソ連の代表的な 憲 法 学 者の一人であるトポルニン ステム」の概念の有用性が認められており、そうした学者たちの見解が憲法草案に反映されて「政治システム」とい の適用

民の権利と自由、 すなわち国のすべての民族と準民族の勤労者、の意志と利益を表現する」こと(第一条)、「法秩序、社会の 利 ている。さらに、 および文化的な生活水準の向上、国の安全保障、 諸関係の改善、それの共産主義的な社会的諸関係への改造、 まず、社会主義的全人民国家については、その役割ないし基本的機能が、「労働 者、農 民およびインテリゲンチャ、 それでは次に、政治システムの「個々の構成要素」についての憲法の規定を見てみよう。 その国家権力が「人民代議員ソヴェートをとおして」行使されること(第二条)、その組織と活動の の擁護を保障する」こと(第四条)、「共産主義の物質的・技術的基盤の建設、社会主義的な社会 平和の強化および国際協力の発展の促進」 共産主義社会にふさわしい人間の育成、 (前文) であると規定され 勤労者の物質的

であることは明らかである。

「政治システム」という用語は、もちろん旧憲法には使われていなかった用語であるが、この新し い

義務、 原則が 下級機関に対する上級機関の強制」であること(第三条)、その活動の基礎が「社会主義的適法性」であること 「民主主義的中央集権制、 すなわち上から下までのすべての国家権力機関の選挙、 それらの人民に対する報告

(第四条) などが規定されている

「発達した社会主義社会の政治システム」 論への一考察(2・完) ぶかい規定であると言えよう。一九八二年にモスクワの政治文献出版所から出版された『ソ連邦憲法。 を決定し、 である。次に、 まれている組織の一つであること、しかし他方で共産党が他の諸組織に対して指導的な地位にあることを示したもの て、「社会主義的適法性の原則は、 第六条第三項の規定は、草案にはなかったものであり、草案の審議の過程で挿入されたものであるが、 してさらに、「すべての党組織は、ソ連邦憲法の枠内において活動する」ことが規定されている (第六条第三項)。 共産党が人民代議員ソヴェートの「代議員候補者を推薦する権利」をもっていることが規定されている(第百条)。 科学的に根拠づけられた性格を与える」ことであると規定されている(第六条第二項)。また別のところでは、 システムにおける共産党の位置を明らかにしたものであり、共産党が国家組織や社会団体とともに政治システムに含 と社会団体の中核」であることがまず規定されている(第六条第一項)。この規定は、 コメンタール』によれば、「第六条第三項の規定は、党組織が、 ソ連邦共産党については、それが「ソヴェート社会の指導的かつ先導的な勢力、その政治システムおよび国家組織 憲法およびそれにもとづいて採択された法律に違反してはならないこと、を意味している」のであり、 ソヴェート人民の偉大な創造的活動を指導し、共産主義の勝利のためのソヴェート人民の闘争に計画的 ソ連邦共産党の役割ないし基本的機能が、「社会の発展の総合的な展望およびソ連の内外政策の 完全に、共産党にも適用される」のである。とはいえ、「『『 第一に、 国家機関を代行してはならないこと、 ソヴェート社会およびその 政治 共産党の指導的地位 政治的·法的 きわめて興味 したが ソ 第二 路線 との 連 そ

邦

ソ連社会における共産党の優位性は依然として揺るぎなきものであることは間違 一九三六年憲法においてわずかに団結権(第百二十六条)とソヴェート代議員選挙の

ない。

しか

Ļ

かつて共産党は、

法において確認されている以上、

法学研究57巻12号 ('84:12) ト機関をとおして実行されなければならない」というレーニン時代の一九一九年の党綱領の規定を想起し、それに沿 ート国家機構の発展の弁証法とソ連邦憲法」が、「党の決定それ自体は、ソヴェート憲法の枠内において、ソヴェー はあるが、他方で、科学アカデミー国家・法研究所憲法(国家法)部によって執筆された一九七八年の 論 文「ソヴェ ある。憲法においてその指導的地位が明記されたことをもって共産党の地位がより高められたと考えることも可能で て、現行憲法のもとでは、ソ連邦共産党は憲法によって規制されるところの制度的枠組の中に組み込まれているので って現行憲法を解釈するととを主張している以上、現行憲法の第六条第三項の規定は、むしろ、将来において共産党(原)

に対する一定の制約が加えられる可能性があることを暗黙のうちに示唆しているとも考えられるのである。

発議権をもつ」こと(第百十三条)などが規定されている。このように、社会団体の役割の増大は、憲法の諸規定によ ていること(第百条)、「選挙管理委員会」にその「代表」を送ること(第百一条)、「その全連邦的機関をとおして法案 の公正な配分」に「参加」すること(第二十三条)、人民代議員ソヴェートの「代議員候補者を推薦する権利」をもっ 「その規約の定める任務の実現に必要な財産」を所有できること(第十条)、「社会的消費フォンド」「の増大およ び そ よび社会・文化的な諸問題の解決、に参加する」ことが規定されている(第七条)。また別のところで、社会団体は、 っても裏づけられている。 社会団体については、その役割ないし基本的機能として、「国家的および社会的な業務の管理、政治的、経済 お

金の利用、などの問題の審議と決定に、参加する」こと、および「社会主義競争を発展させ、作業の先進的方法の普 企業と施設の管理、労働条件と生活条件の改善、生産の発展ならびに社会・文化的施策と物質的報償にあてられた資 「労働集団は、国家的および社会的な業務の審議と決定に、生産と社会的発展の計画化に、カードルの養成と配 置 に、 労働集団についても、同様に、きわめて広範な役割ないし基本的機能をもつものとして規定されている。すなわ

際の候補者指名権(第百四十一条)に関連して言及されていたにすぎない、いわば超法規的存在であった。それに対し

を労働集団に与えている。

経済的領域における労働集団の役割ないし機能をより具体的に規定し、企業の経営管理におけるきわめて大きな権限 のリコールを提起」できること(以上第五条)などを新たに規定している。さらにこの法律は、 を行なうこと(第三条)、「人民裁判官候補者を推薦する」こと、および「人民代議員ソヴェート代議員や人民裁 判 官 た「労働集団」の概念を「国営および公営の企業 邦の法律」、いわゆる「労働集団法」によってなされている。この法律は、以前からその定義をめぐって議論(⑪) どが規定されている。 及および労働規律の強化を促進し、 労働を行なうすべての働く者の連合体」と定義し(第一条)、憲法に規定されている以外の労働集団の機 能と し ェート第八会期において採択された「労働集団および企業、 的技能の向上について配慮する」ことが規定されている(第八条)。また別のところで、 「代議員候補者を推薦する権利」をもっていること(第百条)、「選挙管理委員会」に「代表」を送ること(第百一条) 「社会的消費フォンド」「の増大およびその公正な配分」に「参加」すること(第二十三条)、 ·地域の総合的な経済的・社会的発展に関する、また当該地方ソヴェートの権限に属する他の諸問題に関する 提 案J なお、労働集団に関するより詳細な規定が、一九八三年六月一七日に第一○期ソ連邦最高ソウ 共産主義的道徳の精神でその構成員を教育し、 施設、団体、 施設、 コルホーズ、その他の協同組合組織において共同の 団体の管理におけるその役割の向上に関するソ連 彼らの政治意識、 社会団体と同様に労働集団も、 人民代議員ソヴェ 憲法に規定されている 文化および職業 の | |-あっ て *t*s

社会団体の積極性の向上、 民主主義のさらなる展開、 以上のような諸組織によって構成される政治システムの発展の基本的方向が、 であると規定されている。 連邦憲法によって与えられた発達した社会主義社会の政治システムの基本的枠組は、 人民監督の強化、 すなわち国家と社会の業務の管理への市民のよりいっそう広範な参加、 国家生活と社会生活の法的基礎の強化、公開の拡大、 以上のようなものである。 世論の不 国家装置の改善、 断 の

憲法第九条において、

「社会主

一義的

配

いる。それらについては、次節において検討される。

た社会主義社会の政治システム」の概念のさらなる精緻化をすすめ、あるいはそれらをめぐる種々の見解を表明して 本質的に重要である」、「社会の政治生活の事象をもっと深く大胆に分析しなければならない」といった共産党指導部本質的に重要である」、「社会の政治生活の事象をもっと深く大胆に分析しなければならない」といった共産党指導部 の要請をも反映して、ソ連の政治研究者たちは、憲法によって与えられたこれらの基本的枠組をふまえて、「発 達 し これらは、 あくまでも基本的枠組であってそれ以上のものではない。「ソヴェート社会の発展」「に関する深い研究は

「発達した社会主義社会の政治システム」の概念をめぐる諸見解

は、それらのうちの主要な見解のいくつかを採り上げ、ソ連におけるこの概念をめぐる研究の動向を探ってみたい。 概念をその研究の理論的な枠組として受け入れ、その概念のさらなる理論的精緻化と発展を推し進めてきた。ここで 政治理論研究に従事するソ連の研究者たちの多くは、近年、こぞって「発達した社会主義社会の政治システム」の

ことになると述べている。ここでは、「資本主義の政治システム」に対する「社会主義の政治システム」の特 徴 が、 は、「発達した社会主義社会の建設とともに」「労働者階級の指導的役割をともなう権力の全人民的性格を体現する」 固な社会・政治的統一を反映する統一的な有機体」であると定義している。そして、その「社会主義の政治システム」 整および調和的発展を特徴とし、マルクス・レーニン主義政党を先頭とする労働者階級によって指導される人民の強 決することを保障すべき使命をもった、政治制度と政治的諸関係の統一的なシステム」、「内的な統一、機能遂行の調 手段の複雑な複合体」、「労働者階級を先頭とする勤労者の権力を体現し、社会進歩の差し迫った課題を首尾よ く 解 ム」を、「政治権力を組織し機能させ、政治的指導を行ない、社会主義社会を管理する、相互に連関し作用しあう 諸 イリインスキーとチェルノゴロフキンは、前掲の一九七七年の共同論文において、まず『社会主 義 の政 治システ

向」にも見られる。こうした定義は、 力を掌握しているのかという問題を決定的に重視する伝統的なマルクス・レーニン主義的政治観を色濃く反映してい 定義は、シェフツォフ(B.C. IIIeBUOB)の一九八〇年の論文「ソヴェート社会の政治システムの本質と発展の基本的方 リインスキーは、 労働者階級に指導される勤労人民の権力の体現に、そしてまた、社会主義の政治システムの下位概念としての発達し づけを行ないながら、 た社会主義社会の政治システムの特徴が、 一九八二年の論文「ソヴェート社会の政治システムとその発展の基本的諸段階」では、 社会主義の政治システムを端的に「社会主義的人民権力のメカニズム」と定義している。 新しいシステム論的観点を導入しながらも、 その権力の全人民的性格に、それぞれ求められていると言えよう。 明らかに、 いかなる階級が政治権 同様の特徴

て、 会的自主活動機関が含まれる」と述べている。(印) 社会の政治システムは、その業務の管理を行なう諸組織の複合体である。 するものである。 システムの本質は、 あるソ連邦共産党、 である」と定義している。また、 治システムは、政治権力を組織し機能させ、また、社会主義社会を指導し管理する、 「イイソソヴェート社会の政治システムは、政治的諸関係をとり結んでいる全人民国家、 義建設の政策と実践の統一である」と述べている。また、デニソフらは、 (fi) ケリモフ(A.A. Kepawor)は、一九七九年の著作『ソ連邦憲法と政治・法理論の発展』において、「社会主義の政治 有機的に相互連関する(統合されている)国家機関、社会団体および労働集団の複合体によって実行される共産主 **(中政治システムは、その中に、** 共産党の指導のもとで、マルクス・レーニン主義の科学、 全人民的組織であり共産主義建設の主要な道具であるソヴェート 前掲の一九八二年の『ソ連邦憲法。 国家、社会団体、人民、諸民族、 政治的・法的コメンタール』 政治システムには、このシステムの中核で 前掲の一九八一年の共同報告に お 政治的経験および政治文化にもとづい 諸階級、 ソ連邦共産党、社会団体を統 相互に連関する諸手段の複合体 国家、 社会団体、 個人を含んでいる。 労働集団、 「ソヴェ (/)政 て、

他方、

これらの定義は、

明らかに、憲法の諸規定を踏まえているが、

権力論的な色合いは希薄になっている

るに彼らに従えば、 の調整の問題が残されているゆえに、第二に、国際舞台において熾烈な階級闘争が続いているゆえに、現在の条件の ムと呼ばれるのは、 治的・法的コメンタール』が述べているように、現在のソ連社会に存在する「諸組織と諸機関の複合体が政治システ ことを意味している。このことは、彼らにとっては当然のことである。なぜなら ば、「階級なき非政治的な」共産主 る」と述べている。(図) とえばスミルノフは、 システムを区別するものは、後者の究極の目標が、階級なき非政治的な共産主義社会の建設であるという こと で あ られている。この規定は、社会主義よりも高次の段階である共産主義の社会には政治システムが存在しないという 九八二年の論文においては、「社会主義の政治システムは、社会の政治システムの最高の歴史的形態で ある」と述 以上のような一般的な特徴を明らかにした定義に加えて、さらに歴史的視点からの定義づけも行なわれている。 ソヴェート社会の業務の管理が基本的に政治的な性格をもっているからである」ということになる。 政治システムは論理的に存在しえないからである。したがって、逆に言えば、前掲の『ソ連邦憲法。政 また、前掲のイリインスキーとチェルノゴロフキンの一九七七年の共同論文やイリインスキーの 政治システムは、 第一に、わが社会において依然として諸階級、諸社会集団、諸民族が存在し、それらの相互関係 前掲の一九八二年の論文において、「歴史的に先行する(搾取的)システムからソヴェ 歴史貫通的なものではなく、歴史的なものであり、あらゆる社会に存在するわ ート政治 た

_

けではない、ということになる。

課題を設定すること」、「回「綱領が予定している発展計画の遂行のために、社会の全エネルギーを統合すること、社 次のように言うことができる」と述べて、⑴「社会の利害と要求とを抽出し調整すること、社会発展の基本的目標と ルニンは、 前掲の一九八〇年の著作において、「新憲法の条項の解釈から、 政治システムの基本的機能を ほ

論への一考察(2 民の社会に対する義務および責任との結合の保障」をあげている。 治システム」の機能として、⑴「『すべての社会的業務』の管理の道具として、①社会システムの経済的、社 会 的、 的諸前提の創出と発展」、(ハ「国家生活への勤労者の積極的な参加の保障」、(六「市民の実際的な権利および自由と市 の相互作用の保障、などの課題の解決を保障すること」、(四「社会的共産主義的自治への漸進的移行を保障する 現 実 の科学的認識にもとづく、社会の発展に対する目的指向的・組織的な影響とその作用のメカニズムの創造的利用の実 会、文化および経済の建設を組織すること、計画的かつ効率的にこの社会を発展させる条件を保障すること」、(?)「全 能として、(イイ「ソヴェート人民の意志の集約と反映」、(ロ「共産主義建設の任務への勤労者の動員」、(イイ)「客観的法則 (JI.II. Юзыков) は、一九八一年の共同論文「ソヴェート社会の政治システム。概念、 人民の財産ならびに物質的および精神的な獲得物の分配をすること」をあげている。 (管理的機能)」をあげている。さらにデニソフらは、 (②) イデオロギー的な構造の再生産、②発展の保障、③国内治安と対外的防衛の保障、 前掲の一九八一年の共同報告において、「ソヴェート社会の政 構造、 また、 機能」において、その機 ④社会の他のシステムと ケリ モフとユ

ソ連における 治への漸進的移行を保障する現実的諸前提の創出と発展」をその機能の一つとしてあげたのは、 えたものであり、したがって、トポルニンが「社会の利害と要求とを抽出し調整すること」を、またケリモフとユジ が進行していることに対する政治指導部の認識や、あるいは第二章でふれた政治指導部によって繰り返し主張されて いる世論研究の必要性の議論と照応するものであるとも言えるのである。 コフが 「勤労者の意志と利益を表現する」ものとし(第一条)、また「世論の不断の配慮」をとくに指摘している(第九条)こ 発達した社会主義社会の政治システムの基本的機能についての以上のような説明は、 「人民の意志の集約と反映」を、それぞれ、その機能の第一にあげたのも、憲法が社会主義的全人民 当然のことと言える。他方、またそのことは、第一章で明らかにしたソ連社会において利益の多様化 **また、デニソフらが** いずれも憲法の諸規定を踏ま 「社会的共産主義的自 憲法がその前文にお 国家を

ちに否定している一方で、「社会的共産主義的自治への漸進的移行」を再び現実的な課題へとすえようとする考 え も 社会主義社会の発展の漸進性と長期性を強調することによってフルシチ『フの共産主義建設の楽観的展望を暗黙のう 点で憲法の規定をさらに前進させたものとなっている。このことは、第一章で述べたように、ブレジネフが発達した 家の最高の目的」として設定するのではなく、それへの「漸進的移行」を「現実的」課題として設定しているという と規定していることにもとづいていると考えられるが、デニソフらの指摘は、「社会的共産主義的自治」をたんに「国 いて「ソヴェート国家の最高の目的は、 社会的共産主義的自治が発達している階級なき共産主義社会の建設である」

\equiv

依然として存在していることを示唆していると考えられよう。

行の原則、 (もしくは政治制度)、(中政治的・法的規範(もしくは社会的・政治的規範)、(八政治的諸関係、 本的には同様である。したがって、研究者によって多少の見解の相違はあるものの、分政治構造あるいは政治的組織 (もしくは政治思想および政治的意見、もしくは政治的イデオロギー)、(おコミュニケーション・システム、○)組織と 機能 発達した社会主義社会の政治システムの基本的構成要素は、第二章で見た一般論としての政治システムのそれと基 などに分類される。 白政治意識および政治文化

たのであろうと思われる。また、シャフナザロフとブルラツキーの前掲の一九八〇年の共同論文では、 行政機関と司法機関、 をさすと考えられているが、ブルラツキーは、前掲の一九七八年の著作で、ソ連邦共産党、人民代議員ソヴェート、 たとえば、 ケーション・システムを基本的構成要素の一つとして分類していないので、出版・報道機関を政治構造に含め (1)政治構造あるいは政治的組織は、 経済機関、社会団体、社会・政治的な出版および報道機関をあげている。 一般に、社会主義的全人民国家、ソ連邦共産党、 ブルラツキーは、 社会団体、 「政治システ =

しかし、これらの基本的構成要素が具体的に何をさしているかということになると必ずしも明確でないものもある。

ないからである。 Манов) の一九七九年の論文「発達した社会主義の政治システムの基本的諸特徴」には、その具体例が明示されてい として「組織の機能遂行の原則」なるものをあげていないし、他方、これを構成要素の一つとしてあげたマノフ に該当するかどうかは明確ではない。なぜなら、シャフナザロフとブルラツキーのこの共同論文は、基本的構成要素 の主要な構成要素の機能、 社会主義的適法性、社会主義的連邦制である」と述べられているが、それが前記分類の〇組織と機能遂行の原。 政治的諸関係の特徴を規定する原則は、民主主義的中央集権制、共産党による社会の指

<u>(m</u>

主義的な性格を反映する相互に結びついた過程なのである」と指摘している。しかしながら、そのすぐあとでコシ シアチヴと積極性の強化が、共産党の指導的役割をさらにいっそう増大させるのである。 (iO. A. Tuxomupon) が一九七七年の論文『社会主義的国家機構の民主主義的基礎の発展』の中で指摘しているように、 党の指導的かつ先導的な役割は増大する」と述べているように、ソヴェートや社会団体の役割の向上、勤労者のイニ ィンが、「民主主義と社会的イニシアチヴの形態が広範で多様なものになればなるほど社会の革命的前衛である 共 の役割の向上、勤労者の創造的なイニシアチヴと積極性の強化は、発達した社会主義の政治システムの根本的に民主 の論文「発達した社会主義の人民権力」において、「党の指導的役割の増大、ソヴェート、労働 組 もちろん、共産党の役割の増大だけがもっぱら強調されているわけではない。たとえば、コシツィンは、一九七七年 発達した社会主義社会の政治システムにおいては、一般に、 共産党の役割がさらに増大すると考えられているが、 なぜならば、チホミロフ 合 コムソモール

イリインスキーは、

九七七年の論文「発達した社会主義社会の政治システムにおける共産党」の中で、発達した社会主義社会の段階にお

なわち共産主義社会の建設の達成のためにそれらの努力を統合することである」からである。

「社会の社会的指導者としての共産党の重要な機能は、

数多くの国家機関や社会団体の活動を調整し、共通の目的

とともに、彼らの準備教育の改善ならびに彼らの思想的・理論的および実務的な水準の向上のための措置をとる」こ 働き手を国家機関や社会団体の指導的地位に推薦する」こと、および「指導的カードルを注意ぶかく養成し教育する と、この『カードル政策』とは、すなわち、「人民の利益にかなう党の政策の遂行のための闘争の前衛に立つ優 秀 な すなわち現代の社会生活における国際関係の役割の増大からも、党の役割は高まることになる」。こうした共産 党 の り、大衆の創造的な積極性がさらに向上し、社会主義的民主主義が発展し、科学的共産主義の理論およびその創造的 とである。要するに、国家機関や社会団体などの指導的地位に登用された実務的にも思想的にもよく訓練され教育さ の規模が拡大し、その諸課題が複雑化し、科学・技術革命の展開の条件のもとで指導のレヴェルに対する要求が高 指導的役割は、実際には、その「カードル政策」を通じて遂行されることになる。イリインスキーのこの論文による 発展とプロパガンダの意義が増し、勤労者の共産主義的教育がさかんになるからである。また、対外政治上の諸要因

混同や活動における代行を許してはならない」というブルガリア共産党の規約を引証している。さらにレベジェフは、 社会団体の機能の党による「代行」(подмена あるいは дублирование)の問題がある。この問題については、 の特殊性は、党はそれらをまさに指導するのであって、それらを代行するのではないということである」と指摘し、 おける党」の中で次のように論じていた。すなわちレベジェフは、「大衆的な社会団体や国家組織に対する党の 指 して言及しているが、より早くは、レベジェフ(M.Π. Jle6eдeb)が、一九七○年の論文「民主 主 義の政治システムに 九八二年の『ソ連邦憲法。政治的・法的コメンタール』も、前節で引用したように、憲法第六条第三項の規定に関連 「党機関は、行政ならびに経済の諸機関および諸組織を代行してはならないし、党機関の機能と他の機関の機能と ところで、こうした共産党の指導的役割に関する議論においてしばしば言及される問題の一つに、国家組織および 前掲の一

れた党員を通じて、共産党の指導が行なわれるというわけである。

いて共産党の役割が増大する理由をさらに詳しく、次のように説明している。「党の役割が増大するのは、

る。また、ウクライニェッツ(П.П. Украинеп)ま、一上コドF)MFF『ミンゴデニーでは、「ロン(ロ)と」をあげるとともに、さらに「時には、それは、地方党機関の活動における逸脱にも関係している」と指摘して、 党が国家機関や社会団体の活動を負担しない場合に初めて、党が政治的指導者の役割を果せることは、 だけではない。こうした代行が行なわれるならば、結局は、党それ自身の指導的役割が弱められてしまう。 構成要素を『命令する』ことや、まして、それらを代行することを決して意味するものではない」と述べ、レベジェ における共産党の指導的役割が憲法の中で確認されているとはいえ、そのことは、党が社会主義の政治的組織の他 幹部職員の配置を主張している。さらに、イリインスキーは、前掲の一九七七年の論文において、「ソヴェート していないという事実を、また、その「客体的」理由として、国家および経済の構造的欠陥すなわち政治的業務と経 題が起こる「主体的」理由として、党装置および国家装置の幹部職員がそれらおのおのの制度に適合した機能を理 との闘争に何度でも立ち返らなければならない」理由として、「国家機関と経済機関の活動の不完全さ、社会団 であるからである」。このように述べたあとイリインスキーは、「党組織は、 んなことをすれば国家機関や社会団体の役割と責任が軽んじられ、それらのイニシアチヴや積極性が抑制されるから ンスキーは、 る社会の政治的組織の構成要素の機能とを明確に区別すべきことを重視する」と指摘している。そしてさらにイリイ フと同様にレーニンの一九二二年の文書を引証しながら、「マルクス・レーニン主義者は、党の機能と党に指導*さ* 済的業務との境界に関連する問題を、それぞれ指摘するとともに、その解決策として、よく訓練され教育された地 機関によるその社会的使命の遂行の不十分さ、勤労者の創造的イニシアチヴと積極性が十分に発揮されて い な い こ 九二二年のロシャ共産党(ボ)第一一回大会の政治報告に関連するレーニンの文書を想起しながら、「党が また、ウクライニェッツ(II.II. Украинец)は、一九七六年の著作『党の指導と国家管理』において、「代行」の問 次のように続ける。「党が国家機関や社会団体の代行をしてはならないとあらかじめ警告するの は、そ ソヴェート、 労働組合、 協同組合および きわめて明白 なぜなら 《『代行』

の

活動における不

その他の勤労者の社会団体を代行してはならないし、

党機関の機能とその他の機関の機能との混同、

必要な重複は許されない」というソ連邦共産党規約第四十二条第三項の規定を引用している。(四)

このように、しばしば「代行」の問題が論じられているということは、もちろんこれらの議論がたんに「あらかじ

会団体の職務の遂行の妨げになっているということを推測させる。共産党の役割の増大はソ連国内の他の諸組織の党 め警告する」ためになされているとは考えられない以上、現にこの問題が起きており、それが党および国家機関や社 による代行へと進むだろうといったような外部からの観測は、代行はかえって党の機能を低下させるという内部の認

識からすると、いささか単純すぎる見方ということになる

他の利益の集約、調整、表出、実現の主要な道具である」。 次のように述べているのである。「ソ連邦共産党もまた、ソヴェート社会における政治的、 スミルノフは、前掲の一九八二年の論文において、国家組織、社会団体、労働集団の利益表出の機能を指摘したあと 最後に、共産党の機能として、指導的役割とは別の機能をあげている興味ぶかい見解を紹介しておこう。 社会・経済的およびその

(**H**)

増大する」。「政治生活の分野では、全人民国家の役割の増大は、何よりもまず社会主義的民主主義のざらなる展開と、 「解決もまた、社会主義国家の積極的で多面的な活動なしには不可能であ」り、「この分野での国家の役割は、 もその役割を増大させるという。すなわち、「社会の社会・文化的発展の分野」における「新しい重大な諸 問 大」によると、発達した社会主義社会の国家は、経済の分野だけでなく、社会・文化的な領域や政治の分野において ちろんそれだけではない。 国家の役割の増大は、第一章で見たように、主として経済の分野におけるその重要性の増大として論じられるが、も で述べたように、同じ「全人民国家」の概念を用いながらもフルシチョフの全人民国家論とは著しく異なっている。 発達した社会主義社会の政治システムにおいては、国家の役割も増大すると主張されており、このことは、第一章 コシツィンの一九七八年の論文「全人民国家。共産主義建設の道具としてのその役割の増 とくに 題」の

する」と述べている。 (E) 産主義的な社会的諸関係への改造と、社会主義的国家機構の社会的共産主義的自治への成長転化のための条件を準備 な対外政治条件を保障する主要な道具である」と指摘し、最後に、「全人民国家は、社会主義的な社会的諸関係 ように述べたあとさらにコシツィンは、「社会主義国家は、わが国において共産主義を首尾よく建設するために ますます広範な勤労大衆が国家的および社会的な業務の解決への参加に引き入れられることに現われて いる」。 の共 この 有 利

し進められなければならないであろう」と主張していることも指摘しておかなければなるまい。 同報告の中で、「一定の社会的条件のもとで国家が非政治的組織へと合法則的に変化するというレーニンの思想が 述したように「社会的共産主義的自治への漸進的移行」を「現実的」課題として論じたデニソフらが、同じくその共 見解の一つである。このような国家の役割の増大の主張がブレジネフ期を通じて一貫して行なわれている一方で、 右のような見解は、一見してわかるとおり、憲法の規定を踏まえたものであり、現在のソ連における最も代表的な 前

性の向上」があげられていることからもわかるとおり、発達した社会主義社会の政治システムにおいては、社会団体 キヤノフが前掲の一九七六年の論文の中で述べているように、「共産主義建設の過程において社会団体と国家 組 家論のように国家の弱体化とともに論じられるのではなく、国家組織と社会団体の協力という文脈で論じられる。ル の役割もまた増大すると考えられている。しかしそれは、すでに第一章で述べたように、フルシチョフ期の全人民国 相互作用が絶えず改善され、それらの活動がより調整されたものとなっていく」というのである。 ソ連邦憲法第九条において、「社会主義的民主主義のさらなる展開」の具体的内容の一つとして「社会団体の 積 織の

コムソモール、婦人団体、民間団体および 創 作

シャフナザロフが前掲の一九七八年の論文の中で次のように説明している。

なわち、「党の指導のもとで活動しながらも、労働組合、

協同組合、

社会団体の実際の機能については、

かい。こうした説明においては、社会団体はまさに、イーストンの政治システムのモデルにおける「ゲート・キーパ こうした説明は、社会団体をたんに「伝達ベルト」としてとらえるのではなく、「勤労者の集団の特殊な 要 求」、「個 るとともに、個々の企業および施設における要求、ならびに全国家的規模での要求を達成しようとするものである」。 共産主義建設の課題の解決に向けてその成員を組織するが、他方、関係する勤労者の集団の特殊な要求をまとめ上げ 求の伝達に帰着するものではない。一方においてそれらは、党の政策をその成員に知らせ説明し宣伝するとともに、 々の企業および施設における要求」を集約し、それらの達成に努めるものとしてとらえている点で、きわめて興味ぶ

達ベルトであるたくさんの組織をとおして共産主義建設に引き入れる」と述べているのである。(昭) ある。すなわち、ソロヴィヨフとスミルノフの前掲の一九八二年の共同論文は、「社会的利益すなわち労働者 階 の手段となる。社会団体と労働集団は、社会階層と社会集団の特殊な政治的利益を表現する」。同 様 にイリインスキ と準民族の政治的およびその他の利益は、主としてソヴェート社会の政治システムの組織構造である国家組織、 られている。 スミルノフ(ソロヴィヨフとの共同論文の筆者とは別人物である)は、国家組織の機能との違いに留 意 し つ 目的の実現のために、共産党は、社会主義社会のすべての階級と階層すなわちすべての勤労者を、党から大衆への伝 ー」としてとらえられているのである。もっとも、それとは反対に、「伝達ベルト」論を肯定的に述べている筆 者 も つ、前掲の一九八二年の論文で次のように説明している。それぞれの階級、社会階層、社会集団、個人ならびに民族 いずれにせよ一般には、社会団体は、労働集団とともに勤労者の特殊的利益の集約と表出の機能を遂行すると考え 労働集団を通じて実現される。全人民国家の条件のもとでは、国家組織は、何よりもまず全人民の利益の実現 前掲の一九八二年の論文において、「ソヴェート社会の政治生活においては、住民の個々の階層の利益も 表 現 この利益は、社会生活の個々の領域における全勤労者の利益として、社会団体と労働集団によって表現され

かなりの独立性をもち、それらによって行なわれる『連結』の機能も、決して上からの指令と下からの要

る」と述べている。

ネフの見解に呼応するものであると言えよう。 な集団の多様な」「特殊的利益の表出を保障しなければならない。この面で社会団体の役割は大 き い」というブレジ 社会団体の役割ないし機能についてのこのような議論は、第一章で見た、社会主義的民主主義は「住民のさまざま

- 107 トポルニン『ソビエト憲法論』畑中和夫監訳、法律文化社、一九八〇年、四四ペーシ。
- (三) Конституция СССР. Политико-правовой комментарий. М., 1982, с. 38.

1978, No. 4, c. 11.

- Диалектика развития советской государственности и Конституция СССР. Советское государство и право,
- См.: Закон Союза Советских Социалистических Республик о трудовых коллективах и повышении их управлении предприятиями, учреждениями, организациями. — Экономическая газета, 1983, No. 26
- <u>iii</u> Отчет Центрального Комитета КПСС....., ХХУ съезд КПСС, указ,. с. 98
- (当) Отчет Центрального Комитета КПСС XXVI съезду......, указ., с. 97.
- (≅) Ильинский и Черноголовкин, указ., с. 11-12.
- (至) Там же, с. 12.
- государство и право, 1982, No. 8, с. 126. Ильинский И.П. Политическая система советского общества и основные этапы ее развития. — Советское
- В кн.: Политическая система советского общества, ч. І, М., 1980, с. 42 См.: Шевцов В.С. Сущность и основные направления развития политической система советского общества. —
- Керимов Д.А. Конституция СССР и развитие политико-правовой теории. М., 1979, с. 69
- ≅) Денисов и др., указ., с. 5.
- (至) Конституция СССР. Политико-правовой комментарий, указ., с. 19-20
- (≅) Смирнов, указ., с. 17.
- (☲) Ильинский и Черноголовкии, указ., с. 12; Ильинский, указ., с. 126

- (절) Конституция СССР. Политико-правовой комментарий, указ., с. 20
- (超) トポルニン、前掲書、四四―四五ページ。
- 124 кн.: Политическая система советского общества. Киев, 1981, с. 34 Керимов Д.А., Юзьков Л.П. Политическая система советского общества. Понятие, структура, функции. — ₩
- (≦) Денисов и др., указ., с. 6.

筆者がまとめたものである。

- 126 В кн.: Конституция СССР и дальнейшее развитие государствоведения и теории права. М., 1979, с. 62 を参照して 第二章第二節であげた文献のほか、Манов Г.Н. Основные черты политической системы развитого социализма. —
- 127 Политико-правовой комментарий, указ., с. 19-20 を参照 たとえば、Керимов, указ., с. 69; Керимов и Юзьков. указ., с. 44; Ильинский, указ., с. 127; Конституция СССР.
- (≅) Политические системы современности, указ., с. 13.
- (至) Шахназаров и Бурлацкий, указ., с, 17.
- (፷) См.: Манов, указ., с. 62.
- <u>131</u> Косицын А. Народовластие развитого социализма. — Известия, 1977. 15 июля
- (33) Там же.
- (至) Тихомиров Ю. 1977, No. 15, c. 19 Развитие демократических основ социалистической государственности. — Партийная жизнь,
- (亞) Ильинский И. Партийная жизнь, 1977, No. 17, с. 20 Коммунистическая партия в политической системе развитого социалистического общества. —
- (55) Там же, с. 21.
- 136 Лебедев М.П. Партия в политической системе социализма. — Советское государство и право, 1970, No. 2, с.
- (至) Там же, с. 10.
- Украинец П.П. Партийное руководство и государственное управление. Минск. 1976, с. 73. Cited by Hill, *ор.*

- Ильинский, Коммунистическая партия....., указ., с. 21-22
- Там же, с. 22.
- 141 Там же, с. 22; Устав Коммунистической партии Советского Союза. М., 1975, с.

37

- 142
- 143 Косицын А. Общенародное государство. Возрастание его роли как орудия строительства коммунизма. — Смирнов, указ., с. 16.
- 144 Денисов и др., указ., с. 4.

Известия, 1978, 8 октября.

- 145 Лукьянов, указ.
- 146 Шахназаров, указ., с. 7.
- 147 Соловьев и Смирнов, указ., с. 14.
- 148 Смирнов, указ., с.
- Ильинский, Политическая система...... указ., с. 127.

む す び

と既得権益の擁護に一定の保証を与えている。ブレジネフ期を保守的安定の時代と総括できるとすれば、 ドラスティックなものではないということを強調しており、その意味で、現在の各級の行政・経営幹部の地位の保全 は 「発達した社会主義社会」の概念は、保守的性格と革新的性格を合わせもったものであると言える。その保守的性格 何よりもまず、その社会の発展の漸進性と長期性の主張に端的に示されている。この主張は、その社会の発展が

ブレジネフ期のイデオロギー的中核をなしていたのは、まさにこの概念のそうした性格によるのである。 しかし他方、その革新的な性格は、まず第一に、その社会における多様な利益の存在の承認に示されている。

この概念が

の参加を要求することになるであろう。

学・技術革命は、 団が位置づけられているのである。次いで第二に、経済の飛躍的な、しかも内包的・質的な発展の原動力 で ある 科 な利益の存在の承認は、その政治過程に利益集団が積極的に関与することに門戸を開き、またそのことを正当化する いわゆるテクノクラートを造り出す。彼らは、⑽ 実際、 経営・管理の職務のさらなる専門化、高度技術化を推進し、その結果、そのにない手たる新しい 本論で見てきたように、そうした多様な利益の集約と表出のための装置として社会団体や労働集 政策の内容に対する様々な要求を提出し、さらには政策決定過程 階

を意味するのか今のところ明確ではないが、たとえば、そこに党指導部と国家官僚の対立を想定することも可能であ 門戸を開いたことである。ところで、この点に関連して、党は国家組織の業務を代行すべきではないという議論が何 きた。その最も重要な意義は、 ゥーラ制の研究も大いに関係するであろう。筆者の今後の課題である。 るかも知れない。もちろん、それは今のところ単なる憶測以上のものではない。この問題には、 産党を明確に位置づけたことによって、従来の政治研究においていわばタブーの領域にあった共産党の具体的研究に 本的にもちながら、 発達した社会主義社会の政治システム」の概念は、そうした「発達した社会主義社会」の概念の二面的な性格を基 より学術的な概念として、ソ連の政治研究の基本的枠組としてソ連において独自の意義をもって 政治システムを構成する政治的組織として、国家、社会団体、 労働集団とならんで共 ノメンクラト

は全知全能ではないということの告白であるが、その意味で、社会団体を通じての種々の地域的・機能的な利益の集 究の必要性の議論は、党それ自体の径路を通じてはもはや「人民の意志」が集約しきれないということ、すなわち党 は社会団体の役割をめぐる革新的議論のいわば一つの象徴である。また、 にわれわれの興味を引く。本論において見てきたように、いわゆる伝導ベルト論の否定が公然となされており、 政治システムの議論においては、 多様な利益の集約・表出装置としての社会団体の役割の研究が、 指導部の側からも繰り返されている世論研 党の研究ととも

益の集約と表出の径路とならねばならず、現にそのような議論があることは、本論で見たとおりである。 に党は指導的役割をもつものと規定されているが、多様な利益の存在する現在の状況においては、党はまた多様な利 約とそれの政治過程への関与は、統治する側にとっても重要な意味をもっている。ところで、これに関連して、一般

もあるが、今のところ、実際にソ連国内に革新派なるものがいかなる実態をもって存在しているか筆者にはわからない。 それの示す方向に一丸となって動いていくといったきわめて単純な俗に言うところの「全体主義国家」ではない。と されていることは確かな事実である。このことは、指導部にとってもまた必要なことである。彼らもまた、現体制が はいえ、ソ連もまた「多元主義」社会であると言ったところで、その概念の内実も明らかであるとは言いえない状況 い。しかしながら、ソ連国内において、一定の批判的ないし現状改革的な見解が、公式の学術文献などに公然と表明 直面している困難な状況を認識しており、何らかの方法でそれを改善しなければならないと考えているからである。 綱領にもなりうる、 | 枚岩の共産党がそのすみずみにまで影響力を浸透させ、少数の指導者が強力なリーダーシップを発揮し、全国民が 本論文において提示してきた議論を通じて見えてくるソ連社会は、いかなる社会であろうか。少なくとも、ソ連は、 発達した社会主義社会に関する議論は、革新派と下級党員・国家官僚をつなぐ革新的連合の理論的支柱ないし行動 東欧の経験は、それらの議論が革新的施策のいわば露払いとなることを示している、という観測

(뎺) この点において、「発達した社会主義社会」の概念とダニエル・ベル(Daniel Bell)の「脱工業社会」論との類似性を指 ed., Developed socialism in the Soviet bloc: political theory and political reality (Boulder, Colorado: Westview Press, 1982) 摘する見解もある。See Hahn, J.W. "Is developed socialism a Soviet version of convergence?" in J. Seroka and M.D. Simon

では、何の意味もない。ちなみに、ソ連国内では今のところこの概念は、まったく拒否されている。いずれにせよ、

われわれにとっては、ソ連社会に固有の「党」の研究が、この社会を認識するために最も重要であろう。

<u>151</u> Kelley, D.R. "Developed socialism: a political formula for the Brezhnev era," ibid., pp.